

さぬき市監査委員公告第2号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき実施した令和元年度定期監査及び行政監査の結果について、同条第9項及び第10項の規定により、別紙のとおり公告します。

令和2年3月24日

さぬき市監査委員 元 山 清  
さぬき市監査委員 間 嶋 三 郎

令和元年度

定期監査・行政監査結果報告書

令和2年3月

さぬき市監査委員

# 令和元年度定期監査及び行政監査の結果について

## 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づく定期監査及び行政監査

## 2 監査対象

財務に関する事務の執行及び行政事務の執行

(1) 平成30年度分

(2) 令和元年度(4月1日から基準日まで)

① 実地監査に関する基準日・・・令和元年10月31日

② 各課等対象監査に関する基準日・・・令和元年11月30日

## 3 監査の評価項目及び実施内容

予算、議決、法令等に基づく適正性のほか、経済性、効率性及び有効性に主眼を置き監査を実施した。

特に、地方自治法第2条第14項(最少の経費で最大の効果を挙げる。)及び第15条(組織及び運営の合理化等)の規定の趣旨に則って事務事業が実施されているかに重点を置いた。

また、市の内部統制(リスク・マネジメントの業務上のリスクや手順を見える形にし、危険を予防・抑制するためのリスク管理の手法)に注視するとともに、働き方改革推進に向けた取組状況についても監査を実施した。

監査は、各部署から関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

## 4 監査日程

(1) 監査期間

令和元年11月19日から令和2年3月19日まで

(2) 監査実施日及び実施場所

① 実地監査

実施月日	対象施設・実施場所	所管課等	
11月19日	寒川小学校	教育委員会事務局	学校教育課
	辛立文化センター	市民部	人権推進課
	結願の里	建設経済部	農林水産課
	多和診療所	健康福祉部	国保・健康課
12月2日	南川自然の家	教育委員会事務局	生涯学習課
	みろく自然公園	建設経済部	商工観光課
	津田こども園	健康福祉部	幼保こども園課

② 各課等監査

実施月日	部署名等		実施場所
1月20日	市民部	生活環境課	本庁 4階会議室
		市民課	
		税務課 債権管理室	
		人権推進課	
1月21日	教育委員会事務局	教育総務課	教育委員会 1階会議室
		学校教育課	
		生涯学習課	
1月23日	市民部	総合支所	寒川庁舎 2階会議室
	健康福祉部	福祉総務課	
		長寿介護課	
国保・健康課			
子育て支援課			
1月24日		幼保こども園課	
		障害福祉課	
	津田診療所	津田診療所	
1月27日	市民病院	総務企画課	市民病院 2階会議室
		患者サービス課	
		施設管理課	
	会計管理者	会計課	
	議会事務局	議事課	
監査委員事務局			
1月28日	建設経済部	都市整備課	本庁 4階会議室
		下水道課	
		農林水産課	
		商工観光課	
農業委員会事務局			
1月30日	総務部	危機管理課	
		秘書広報課	
		男女共同参画・国際交流推進室	
		財産活用課	
1月31日		政策課	
	選挙管理委員会事務局	総務課	

5 監査結果

監査の結果、事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり監査委員の意見を付すものである。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、通知は、監査結果を公表した日から起算して3か月を経過する日の属する月の月末までを目処に行われたい。

また、監査期間中に判明した軽微な指摘事項、改善事項等については、全監版都市監査基準第6条（指導的機能の発揮）により、適宜、口頭にて助言を行った。

今後も、法令等を遵守し、厳正かつ適正な経営に係る事務事業の実施に努められたい。

【監査結果の評価及区分の基準】※監査結果の取扱基準

区 分	基 準
指摘事項	① 法令等（法律、政令、省令、条例、規則、要綱、基準等）に違反しているもの
	② 予算の目的及び範囲に違反しているもの
	③ 著しく不経済又は非効率的執行となっているもの
	④ 著しく適正を欠くもので是正する必要があるもの
	⑤ すでに指摘事項、指導注意事項及び検討事項となっている案件で、是正又は改善の措置や検討がされていないもの
指導注意事項	① 指摘事項のうち、軽微な誤謬等と見受けられるもの
	② 事務処理における軽度な誤り等で、直ちに補正すれば特段の支障がないもの
	③ 今後、是正又は改善の必要があるもの
	④ その他、適正を欠くもので特に注意を要すると認められるもの
検討事項	① 今後、是正又は改善のための検討が必要と認められるもの
	② 特別な理由により、是正又は改善に長期間にわたって時間が必要と認められるもの
委員意見	① 監査結果に基づき、意見を述べる必要があると認められるもの
	② 特に要望する必要があると認められるもの

令和元年度定期監査・行政監査結果

指摘又は意見等

監査年度	令和元	年度	結果No.	1
監査結果の区分	委員意見	対象組織	総務部秘書広報課	
指摘・意見等の項目	働き方改革の実現に向けて			
指摘・意見等の内容	<p>今年度、管理職を対象に働き方改革の研修が実施され、マニュアル作成の演習やタスクシートの導入が行われた。この研修では、管理職がまず、実践的スキルを身に付け、そのノウハウを部下に伝えることで、事務の効率化を図ることを目的の一つとしている。</p> <p>これを受け、本監査においては、研修を踏まえ実践している各所属の取組についてヒアリングを行った。事前に資料を配布することによって会議の短縮化を図る、特定の担当者のみ負担がかからないよう課内全員が業務に対応できる体制を構築するなど、全庁的に推進していただきたい取組も見受けられた。</p> <p>およそ半年間にわたって本研修を実施した秘書広報課においては、働き方改革の実現に向けて、引き続き環境整備に努めていただきたい。</p> <p>なお、研修の成果を含めた働き方改革への動向については、次年度の本監査においても注視していくことを申し添えるものである。</p>			

令和元年度定期監査・行政監査結果

指摘又は意見等

監査年度	令和元	年度	結果No.	2
監査結果の区分	委員意見	対象組織	総務部総務課	
指摘・意見等の項目	内部統制制度の導入について			
指摘・意見等の内容	<p>地方自治法等の一部を改正する法律に伴い、県及び政令指定都市については、令和2年4月1日から内部統制に関する方針を定め、これに必要な体制を整備することが義務付けられている。</p> <p>内部統制制度とは、組織がその目的を有効・効率的かつ適正に達成するためにすべての事務事業のリスクを洗い出し、リスクの重要度等に応じた業務マニュアルを作成するなど、不適正な事務処理等を防止する仕組みである。</p> <p>本市においては努力義務の対象となっているが、監査委員として他市の状況を参考に、早期の制度導入について検討されることを要望する。</p>			

監査年度	令和元	年度	結果No.	3
監査結果の区分	検討事項	対象組織	総務部財産活用課	
指摘・意見等の項目	旧大川支所及び旧津田支所について			
指摘・意見等の内容	<p>旧大川支所は、令和元年5月の機構改革に伴い、現在、未使用状態となっている。旧津田支所においても、令和2年度からは津田出張所のみの配置となり、施設管理上の問題が懸念される場所である。</p> <p>これらの施設については、建物の存続を含めた今後の整備計画について検討されていることと解するが、経済性・効率性・有効性の観点を踏まえ、早急に方向性を明確化されたい。</p> <p>なお、両施設とも隣接する公民館及び体育館があることから、それらの施設も含め総合的に有効活用できるか、併せて検討されるよう望むものである。</p>			

令和元年度定期監査・行政監査結果

指摘又は意見等

監査年度	令和元	年度	結果No.	4
監査結果の区分	検討事項	対象組織	健康福祉部長寿介護課 福祉総務課	
指摘・意見等の項目	戦没者に関する業務の一元的管理について			
指摘・意見等の内容	<p>例年、戦没者を追悼し平和を祈念することを目的として、さぬき市戦没者追悼式を実施している。運営主体である福祉総務課は、主な参加者であるさぬき市遺族連合会と協議を重ね、式のより良い企画運営を検討している。</p> <p>一方で、遺族連合会助成金、弔慰金等の業務は長寿介護課にて行われている。</p> <p>2課に分散されている戦没者に関する業務について、事務の効率化、スリム化を図ることを目的に、人員及び予算を一元的に管理し、所管の統一を検討されたい。</p>			

監査年度	令和元	年度	結果No.	5
監査結果の区分	検討事項	対象組織	教育委員会事務局 生涯学習課	
指摘・意見等の項目	文化財管理施設の在り方について			
指摘・意見等の内容	<p>生涯学習課所管の主な文化財管理施設として、歴史民俗資料館、津田郷土館及び旧鶴羽小学校がある。</p> <p>市内で管理している文化財の数も年々増加しており、施設によっては、キャパシティを超えた文化財の保管状態や、類似文化財の重複展示が見受けられる。</p> <p>管理施設においても、規模はそれぞれ異なるが、市内に点在しており、合併後18年が経過するなかで、整理統合の検討を開始されたい。</p> <p>それに加え、市内の貴重な文化財を多数管理している利点を十分に生かし、期間によって展示物を変更するなど新たな取組を期待する。</p>			



令和元年度定期監査・行政監査結果

指摘又は意見等

監査年度	令和元	年度	結果No.	6
監査結果の区分	指導注意事項	対象組織	市民病院経営管理局 総務企画課	
指摘・意見等の項目	経営の健全化について			
指摘・意見等の内容	<p>今年度の医業収益は、昨年度と比べ減益し、第3次さぬき市民病院改革プランに掲げる収支計画を大きく下回る見込みである。</p> <p>これは、東讃地区唯一の分娩取扱機関として提供していた周産期医療が8月から休止されたことに加え、内科の入院収益減少が主な要因となっている。根底には、全国的に問題となっている医師不足が影響しており、容易に解決できる課題ではないと思量する。</p> <p>しかしながら、市民ニーズに沿った地域医療の提供は、住民の生命と健康を守る公立病院にとって重大な責務となっている。そのため、上記改革プランに掲げる「2025年における病院の具体的な将来像」を目指し、特に分娩の再開、救急搬送の受入体制の強化について引き続き尽力されたい。</p> <p>なお、このような経営状態を踏まえ、病院内経費においても、再度点検を行い、削減できる項目を検討することで、更なる経営努力を図るよう併せて要望する。</p>			

監査年度	令和元	年度	結果No.	7
監査結果の区分	検討事項	対象組織	健康福祉部障害福祉課 長寿介護課	
指摘・意見等の項目	タクシー助成券の管理について			
指摘・意見等の内容	<p>さぬき市障害者及び高齢者福祉タクシー助成事業に係る助成券については、実施要綱第13条に基づき、助成券交付台帳にて帳簿管理を行っている。</p> <p>金券のより適正な管理方法として、発行枚数と同時に残枚数の確認ができる台帳の整備とともに、担当者及びその他の職員のダブルチェックの実施を検討されたい。</p>			

令和元年度定期監査・行政監査結果

指摘又は意見等

監査年度	令和元	年度	結果No.	8
監査結果の区分	指導注意事項	対象組織	教育委員会事務局 学校教育課 (寒川小学校)	
指摘・意見等の項目	郵券等の管理について			
指摘・意見等の内容	<p>郵券の管理方法について、受払簿に残枚数欄がないため現物との確認ができなかった。また、確認印欄もなかったことから、適切な管理方法と言えず、今年度、総務課から示された統一様式の早期導入を図られたい。</p> <p>また、金銭管理簿について、担当者のみの管理と見受けられるものもあり、押印漏れも散見されたので、さぬき市準公金取扱規程に基づき、厳重な管理体制へ見直しを図られたい。</p> <p>なお、備品の登録について、未実施のものが多数あったことから、さぬき市物品管理規則第9条第5項に規定されている備品台帳の整備について、早急に対応をされたい。</p>			

監査年度	令和元	年度	結果No.	9
監査結果の区分	指導注意事項	対象組織	健康福祉部 幼保こども園課 (津田こども園)	
指摘・意見等の項目	金銭管理簿の整備について			
指摘・意見等の内容	<p>一部の金銭管理簿について、通帳との金額照合が出来ないものが見受けられた。管理簿が有効に機能するよう適正な様式に変更されたい。</p>			